

## 【緊急】一部封鎖措置の解除・延長等

### 【ポイント】

●9月30日夕刻、首相府はジェラド首相が封鎖措置に係る以下の緩和等を決定した旨、コミュニケで発表しました。

1 一部封鎖措置の解除・延長等（措置が取られる県は18県から11県に減少）。

（1）感染状況の顕著な改善が見られた10県を対象として外出禁止を解除。  
ブイラ県、テベッサ県、メデア県、イリジ県、ブーメルデス県、ティンドウーフ県、ティパザ県、アイン・デフラ県、エル・タルフ県、ルリザンヌ県

（2）10月1日以降30日間にわたって、以下8県を対象として外出禁止（23時から翌朝6時まで）を継続。

アルジェ県、ベジェイア県、ブリダ県、トレムセン県、ジジェル県、オラン県、アンナバ県、ティジ・ウズ県、

（3）10月1日以降30日間にわたって、以下3県を対象として外出禁止（23時から翌朝6時まで）を実施。

バトナ県、セティフ県、コンスタンティーヌ県

2 週末の公営・民営の交通機関禁止措置を解除する。

3 あらゆる種類の集まりや家族間の集い、とりわけ結婚、割礼の祝宴やその他の行事の祝宴の国内全土における禁止措置は維持される。

皆様におかれましては、引き続き最新情報を収集するとともに、感染予防に努めてください。

### 【参考リンク】

●アルジェリア保健省HP新型コロナウイルス関連情報

<http://www.sante.gov.dz/coronavirus/coronavirus-2019.html>

●当館HP新型コロナウイルス関連情報

<https://www.dz.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.html>

●外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(問い合わせ先)

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin El Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)21 91 20 04 FAX：+213 (0)21 91 20 46

メール：eal-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>